

「今後の国際文化交流の推進について」

(報告)

平成15年3月24日

国際文化交流懇談会

目 次

第1章 今、なぜ、国際文化交流か	… 1
1. 国際社会の変化	… 1
2. 国際社会への積極的な貢献	… 1
3. 国際化による日本社会の活性化	… 2
4. 日本から世界に向けて発信しよう	… 2
— 「今こそ国際文化交流を」	
第2章 国際文化交流の現状と課題	… 4
1. 国際文化交流の変遷と現状	… 4
2. 国際文化交流の課題	… 5
(1) 国際文化交流の対象の拡大	… 5
(2) 文化装置の問い直し	… 5
(3) 地域文化の固有性と国際的認知	… 6
(4) 情報化社会の光と影	… 6
3. 日本文化と国際文化交流の今後	… 6
(1) 日本文化に対する需要へのきめ細やかな対応	… 6
(2) ありのままの日本の紹介	… 7
(3) 国際文化交流における日本文化像の見直し	… 7
(4) 日本文化の担い手の再考	… 7
(5) 外国人を対象とする日本語教育の充実	… 8

第3章 国際文化交流の理念と目的	… 9
1. 文化の相互理解による国際平和、自由な世界の実現	… 9
(1) 文化の多様性の確保による世界平和の実現	… 9
(2) ライフスタイルにまで拡大した広義の国際文化交流による相互理解の増進	…10
2. 日本への親しみ、国際社会での存在感の高まり	…10
(1) 包容力豊かな日本文化の発信により、親近感のある国へ	…10
(2) 文化を大切にす魅力ある国へ	…11
3. 文化芸術の発展	…11
(1) 国際交流の推進による新たな芸術、文化的価値の創造	…11
(2) 人類の文化遺産の保存・活用	…12
4. 日本文化の再認識	…13
(1) 日本文化の再発見、再評価	…13
(2) 国民一人一人の世界との対話力の向上	…14
5. 国際文化交流政策の総合的な推進に向けて	…14
第4章 国際文化交流の推進方策	…15
1. 基盤整備の基本的方向	…15
(1) 国際文化交流への資源投入の強化	…15
(2) 交流拠点、周辺環境、情報通信機能の整備	…15
(3) 関係省庁等の連携、民と官の連携、民間や地方公共団体に対する支援の強化	…16
(4) 教育及び関連研究の充実	…17
(5) 国際文化交流ボランティアの推進	…18

2. 具体化すべき主な施策	…18
(1) 個人が主役の交流のいっそうの推進	…18
① 市民レベルの国際文化交流ボランティアの推進	…18
② 文化人・芸術家などの国際的な協力・協同関係の構築と強化	…18
③ 顕彰制度の活用	…19
④ 訪日外国人青年などによる日本文化発信	…19
(2) 文化の多様性の確保と新たな交流	…19
① 文化の多様性と共生についての理解の促進	…19
② 優れた外国人芸術家などの受入	…20
③ 国際共同制作活動の促進	…20
④ 文化財保存修復協力の推進	…20
(3) 日本文化の魅力の演出強化	…20
① 日本映画の振興及び発信	…20
② メディア芸術の振興	…20
③ 日本語教育の推進	…21
④ 日本文学の翻訳・普及の促進	…21
⑤ 文化財の積極的活用	…21
(4) 総合的な発信機能の強化	…22
① 関係省庁等連絡会議の設置	…22
② 国際文化フォーラムの開催	…22
③ 海外における国際芸術見本市、国際フェスティバルへの 参加促進	…22
④ 魅力的なウェブサイトの構築	…22
⑤ 国際放送の活用	…22
⑥ 観光振興との連携	…23
⑦ 「交流年」の活用	…23
用語解説	…24
報告概要	…26

(参 考)

- ・ 国際文化交流懇談会について（文化庁長官裁定） ……35
- ・ 国際文化交流懇談会委員名簿 ……36
- ・ 審議経過 ……37

第1章 今、なぜ、国際文化交流か

1. 国際社会の変化

今、国際社会は大きな変化を遂げつつある。産業社会から脱産業社会へ、情報化社会へという変化に伴って、21世紀の国際社会は20世紀の国際社会とは本質的に異なるものになるであろう。既に20世紀の70年代から顕著な、経済相互依存関係の深まりや、環境問題などの地球的課題の深刻化などは、その勢いを増すにちがいない。加えて、国際的な交通・通信手段の飛躍的な発達によって、国境を越える人・もの・カネ・情報の移動がいっそう激しくなるであろう。

人々の生活や文化も大きく変わりつつある。いわゆる「グローバリゼーション⁽ⁱ⁾」が人々の生活、文化を急速に画一化し、それぞれの文化を守ることは不可能なのではないかとさえ思わせる。しかし、このような動きは、かえって人々の文化や民族への関心を研ぎ澄まし、勢いの赴くところ、民族や宗教などの違いを背景に持つ紛争を世界各地に引き起こす要因ともなっている。

21世紀は国際的な文化の時代である。「文明の衝突⁽ⁱⁱ⁾」を回避するために、文化の交流によって相互理解を増進し、多様な文化の共存・共生を図らなければならない時代である。

2. 国際社会への積極的な貢献

国際社会が相互依存関係を深める中で、日本の経済力は、20世紀後半に比べて、相対的に低下している。他方、日本には、長い歴史をかけ、国際的な文化交流の成果を加えて磨き蓄えた、魅力あふれる多様な文化がある。日本はこれまで文化的な国家の建設に向けて努力してきたが、これからは、国際社会の求めに応じて文化を発信し、文化面での国際貢献を果たすべきであろう。

知識基盤型社会の進展に伴って、経済活動そのものがよりいっそう文化に依存するようになってきている。日本が国際的な文化交流を通じてさらに豊かな文化を育ていけば、世界における新たな文化的価値の創造に貢献することができる。ハードな「もの」の交流から、ソフトな文化の交流へ、文化面での国際貢献を積極的に展開するときである。

21世紀の国際社会では、軍事力などではなく、自国の生活様式や文化の魅力によって、相手国をひきつけることができる能力—「ソ

フト・パワー」一が重要になる。日本は、まさに魅力ある文化を持つ国として、国際文化交流を通じて国際的な貢献を行い、21世紀型の「ソフト・パワー」を発揮していくことが望まれる。

3. 国際化による日本社会の活性化

相互依存関係の深化や情報化の進展、さらには海外旅行の大衆化、日本国内の多文化化などにより、日本人が異なる文化の人々、文物、情報に接する機会は著しく増加している。このような状況においては、国内の多様な文化をいっそう豊かなものにし、すべての日本人が自らの文化と価値観をこれまで以上によく知ると同時に、他の人々の文化と価値観を理解し、また大切にし、互いの異質性を尊重しつつ共生できるような、魅力のある社会を構築することが必要であろう。

現実の日本はさまざまな難問をかかえ、国民一人一人の意識はややもすると内向きになりがちである。しかし、国際文化交流によって活性化される文化活動は、経済を知識・情報型の経済へと転換させ、日本経済を再び活性化させる可能性がある。また、青少年期からの国際文化交流体験によって、視野を広く外に広げるならば、国としての「ソフト・パワー」を支える人材が育ってくると思われる。国際文化交流による日本社会の活性化が期待される。

4. 日本から世界に向けて発信しよう—「今こそ国際文化交流を」

古くから人々は文化を交流しあい、文化を変化させてきた。一方で国際文化交流を進めつつ、他方で独自の文化を維持しようとする、一見相矛盾する営みによって文化を発展させてきた。しかし、各国の文化が西洋近代の文化に牽引されて変化を深めてきた「近代化」の潮流が、20世紀末に「グローバリゼーション」と呼ばれるようになったとき、その潮流への抵抗もまた激しくなっていた。この2つの相反する方向性が露わになる中、2001年、「9.11」⁽ⁱⁱⁱ⁾が起こったのである。

文化はそれぞれの時空における人々の生活の方法である。とすれば、文化は変わらなければならない。また、国際社会の中で、文化は多様でなければならない。国際的な相互依存の高まりによる文化の

変化と、固有の文化を維持したいとの願望が拮抗する中で、人々の生活が多様に、豊かで平和なものへと進歩していくためには、文化の多様性をキーワードにした国際的な文化交流がますます必要となる。

振り返ってみれば、戦後の何もなかった時代に、日本の国民は大きな理念と目的を持って課題に取り組み、国力を高めてきた。現在はそのような意欲が希薄になってきているように見える。今日、国際社会における日本の役割がますます大きくなってきていることを十分に自覚し、国際文化交流を通じて国際社会の一層の発展に貢献していくという高い目標を掲げ、新たな国際文化交流の展開を図っていかなければならない。

そのような国際文化交流を率先することによって、日本から世界に向けて、「今こそ国際文化交流を」という平和のメッセージを発信すべきときである。

第2章 国際文化交流の現状と課題

1. 国際文化交流の変遷と現状

戦後、日本は国際文化交流をどのように行い、現在どのような状況に至っているのでしょうか。これからの、新たな国際文化交流への指針を得るために、まず、戦後日本の国際文化交流の変遷と現状を簡単に見ておくことが必要であろう。

a) 戦後、1960年代までは、敗戦と占領を経た日本が、欧米を中心とする国際社会への復帰を目指し、目覚しい経済復興を遂げた時代であった。国際文化交流においては、欧米世界に日本文化を紹介する姿勢が強く、事業の実施は政府機関が中心となり、日本文化と外国文化の啓発的な紹介がほとんどであった。

b) 続く1970年代から80年代は、アジア諸国との交流が盛んになり、多方面にわたる国際化が進行した時代であった。日本が国際社会の一員としての自信を回復した時代であるが、同時に、日本の政治・経済が国際的な相互依存の中に存立することが認識されるようにもなった。その中で、国際交流基金が設立される(1972年)など、国際文化交流の必要性が重視され、地方自治体の国際交流活動、そしてやがて民間・草の根の国際交流活動も活発化した。双方向の交流によって人々の中の相互理解を促進することが課題となり、文化交流の「文化」も、人々の日常生活を含む広い意味の文化に拡大する兆しを見せるようになった。

c) 冷戦体制の崩壊後に当たる1990年代以降、グローバルな規模での国際交流が活発となってきた。国家を単位とした国民間の友好という枠組みを越え、広く日常的で頻繁な異文化接触が行われるようになった。その中から、市民一人一人が国際交流を行い、相互理解を図らなければならないという認識がいつそう強まった。国際交流基金のアセアン文化センター(1990年。1995年にアジアセンターとなる)や日米センターの開設(1991年)は、米国・アジア重視の姿勢を再確認するだけでなく、国際社会の共通課題に、国境を越え、政界・経済界・官界・学界・NGO(非政府組織)などの垣根を越えた共同作業で取り組む、知的交流、市民交流への重点の移動を導いた。これらはまた、双方向交流から多角的交流への拡大を招来するものになった。NGOによる国際的な文化交流・文化協力事業の重要性が広く認知されるようになったことも特筆されなければならない。

d) 以上のように、戦後日本の国際文化交流は、半世紀の間に、目的、方法、担い手、基本となる考え方などの点において変化を重ね、かなりの進展を遂げてきたといえることができる。しかし、今、我々は日本を取り巻く世界の画期的な変化に直面しており、これまでの思考と手法を惰性的に継続するのではなく、国際文化交流を新たに戦略的に構想することが必要な時代に入っている。

2. 国際文化交流の課題

国際文化交流をめぐる今日の状況を踏まえると、国際文化交流に関して日本としても留意すべき課題として、以下のような点があげられる。

(1) 国際文化交流の対象の拡大

今日、多くの国において、伝統文化から現代文化まで、幅広い分野の文化が国際文化交流の対象とされることに着目しなければならない。従来、海外に向けては、日本の代表的な芸術文化を積極的に紹介すること、海外からの招聘に関しては、享受者としての国民の外国文化についての知識・理解を深めることが主たる目的とされてきた。国際文化交流は、主として芸術文化の担い手とその支持者や有識者によって推進されてきたのである。その中で東洋ないし日本の伝統を訴えることは、日本文化の国際的理解の促進に成果を上げてきたし、これからもその重要性が減ることはないであろう。他方、現代日本の文化を幅広く紹介する取組みも、今後いっそう発展させる必要がある。しかし、いずれの場合も、受け手の側に画一的、固定的な観念が生まれないようにする努力が必要であることは言うまでもない。国際文化交流の対象をますます拡大することが課題である。

(2) 文化装置の問い直し

従来世界的に認知されてきた芸術、さらには文化施設のあり方などが、現在、国際的に問い直されている。例えば、従来当然とみなされていた博物館、美術館といった仕組みが、伝統に縛られ、創意工夫が少なくなっているなどという反省もなされている。これからは、博物館、美術館という物理的施設の整備だけでなく、国際文化交流の拠点としての機能も充実させていくことが必要である。

(3) 地域文化の固有性と国際的認知

顕著な特性を持つ地域文化を世界の貴重な共有財産として保存し、その価値の国際的認知を図る努力は、今後ますます大切になるであろう。反面、世界的な認知を得ることで、地域文化が少なからず変質を被る可能性も否定できない。また、独自性を持つ地域文化を国際文化交流に生かす際には、その固有性の背後にある普遍性を如何に表現し、国際的認知を得ていくかが重要な課題となる。

(4) 情報化社会の光と影

マス・メディアの報道や番組などでは、日常の生活文化への注目が広がり、その情報も量的な拡大を見せている。一方で、特定の国や文化を固定的なイメージで捉える傾向も、依然として見られる。これに加えて、情報通信技術の日常生活への浸透は、国際的な文化交流の規模と性格に大きな変化をもたらそうとしている。インターネットなどにより、国境を越える人と人とのコミュニケーションの可能性が飛躍的に拡大する一方で、匿名かつ大量の電子情報が国境を楽々と越えて氾濫するという問題もある。国際文化交流の推進には、情報通信技術の光と影を十分に認識して対応する必要がある。

3. 日本文化と国際文化交流の今後

以上、戦後日本の国際文化交流の変遷と現状を概観し、今日における文化及び文化交流をめぐる課題を点検した。この2つを重ね合わせると、これからの日本文化と日本の国際文化交流について特に重視しなければならないこととして、次のような点が浮かび上がってくる。

(1) 日本文化に対する需要へのきめ細かな対応

国際文化交流においては、需要がないところに日本の文化を無理やり供給するような方法は逆効果となる。受入れ側の需要について十分な調査を行った上で、国別・地域別の状況に応じたきめ細かな対応策が必要である。

国内に外国人を招待する場合にも、無意識の善意の押しつけは、かえって交流を阻害する。外国人や異文化出身者と向き合ったとき、相手側の要望に応じられる柔軟な姿勢を、我々一人一人が育んでおくことが大切であろう。そして、この姿勢は行政の施策においても

基本となるべきものであろう。

(2) ありのままの日本の紹介

国際文化交流では、遠来の客をありのままの日本、その日常生活へ招き入れる工夫が大切であろう。それには、我々一人一人が日常の生活文化に新たな価値を再発見することが必要である。

また、外国からの訪問者を地域に残る伝統文化へと誘う工夫も望ましい。里山文化の振興など、既にいくつかの試みが成果を挙げているが、それには、我々一人一人が日本文化に好奇心を抱いていなければ、それを外国人に伝えることなどできないことは言うまでもない。

(3) 国際文化交流における日本文化像の見直し

日本文化の独自性をめぐる議論は、明治末のそれから近年の「日本人論」に至るまで、もっぱらアジアや欧米の国々と日本を比較することで描きあげられてきた自画像であった。国際文化交流の舞台では、とかく相手側との違いを強調し、ひたすら文化の固有性を誇張した演出がなされがちなことにも留意する必要がある。

海外に提示すべき、あるべき日本文化像に関して、日本側から出来合いの模範解答を提示することが、国際文化交流の主旨にかなうものとはいえない。伝達すべき日本文化とは、自然と共生する農耕文化にせよ、雅、わび・さびといった価値観にせよ、決して万古不易、悠久不変の精髓ではない。歴史を振り返ってみれば、日本の文化は、列島の自然環境という条件の下、外部文化圏との接触、外来文化の摂取と消化・改変を通して育まれた、重層的な現象の総体なのである。

将来に向けても、日本文化とは、あくまでも相手との交流の中で生まれ、交流の相互作用の中で不断に発展してゆくものである。予測不能な部分を含む可変的な存在であり続けることを認識しておかなければならない。

(4) 日本文化の担い手の再考

日本人のみを日本文化の担い手とみなす考え方も、改める必要が生まれてくる。日本で育まれてきた文化を、日本人だけでなく、広く世界の人々と共有してゆく姿勢が大切になる。既に茶道、華道な

どの生活文化、柔道、空手道、合気道などの武道は、全世界に膨大な数の愛好者を持っている。能や狂言、歌舞伎などの伝統芸能、琴、三味線などの邦楽についても、愛好者、理解者だけでなく、研究者にも多くの外国人がいる。習得のために日本を訪れる外国人、海外への普及活動に携わる日本人も多い。国境を越えて文化活動に携わる多くの人々が、国籍を問わず、日本文化の担い手となりうるような環境整備が重要である。

(5) 外国人を対象とする日本語教育の充実

日本文化についての国際的な理解を増進するためには、外国人に日本語で日本文化に接してもらうことも必要である。そのため、日本語教育の充実を図り、世界で増加しつつある学習者の需要に適切に対応していくことが、重要な課題である。

外国人を対象とした、外国語としての日本語の教育は、日本人と同じ価値観や言語習慣を習得させることを目標とするものではなく、価値観や言語習慣の違いに気づくことなどを通じて、多様な視点から日本文化への理解を深める機会を提供するものである。

外国人を対象とする日本語教育は、日本語を通じた知的活動の一環として幅と深みを持つものであり、今後ますます、国際文化交流の基盤としての役割を担うことになるであろう。

第3章 国際文化交流の理念と目的

ここで改めて、21世紀における国際文化交流の理念と目的は何であるかを考え、それによって、これからの日本の国際文化交流の方向性を示し、具体的な施策の提案への手掛かりを提供することにした。

1. 文化の相互理解による国際平和、自由な世界の実現

まず、国際文化交流は、文化の相互理解を増進して、国際平和と自由な世界の実現を目指す活動である。

(1) 文化の多様性の確保による世界平和の実現

情報や経済のグローバル化に伴い、「文明の衝突」という言葉に象徴される民族的、宗教的な対立が激化している。一方、東西冷戦の終結以後、従来の国民国家の枠にとらわれない地域的、文化的な運動も世界各地に増えている。

こうした状況において、日本文化の特質は文化の多様性の確保に向けた大きな可能性を秘めている。日本社会は、古来より多種多様な外来文化を受容しつつ独自の文化様式を形成してきた。圧倒的な権威や排他的な価値が中心に存在しない「中空構造^(iv)」に支えられた日本社会は、多様な文化をバランスよく包み込む、いわば文化の多様性空間として機能してきた。こうした特性を踏まえて、その国土と人材を活用し、世界の多様な文化の「劇場」あるいは「博物館」、「美術館」を目指すことは、21世紀日本の誇るべき使命となるであろう。

豊かな地球環境を子孫に手渡すためには、生物種の多様性を保持することが不可欠である。それと同様に、豊かな人類文明のためには、異なる歴史観、宗教観、価値観を有する国々の存在を欠くことができない。文化の多様性の確保は、開かれた自由な世界における友好親善の前提であり、文化国家日本の指針とならなければならない。このような考え方に基づく国際文化交流の実践は、国際秩序や安全保障への貢献ともなり、日本の平和理念を広く知らしめることになるであろう。

(2) ライフスタイルにまで拡大した広義の国際文化交流による相互理解の増進

今日、知的交流、学術交流や市民交流など、国際的な交流の現場で使われている文化とは、かつてあたかも普遍的な価値を持つかのごとく、狭義の意味で使われてきた芸術文化にとどまるものではない。国際文化交流における文化の広がり注目しなければならない。

例えば、経済的な繁栄は、ほとんど世界中のエスニック料理や、一見すると混沌とした若者ファッションを楽しむ文化的な豊かさをもたらしている。こうした衣食住の生活文化はもとより、映画、マンガ、アニメーションなどのメディア芸術^(v)やポップ・ミュージック、さらにはそれぞれの社会が培ってきた知恵や経験までも文化の領域と捉え、広い視野から国際文化交流を再構築することが、文化の多様性を維持し、推進する役割をもつ国際文化交流にとって重要である。

日本は既にこうした生活文化やメディア芸術、ポップ・ミュージックなどの有力な発信国となっている。そのため、今日では、例えば、日本のマンガやゲームを「原典」や「現場」で研究するために来日する研究者や留学生も少なからず存在する。今後は、こうした日本の文化を一方向的に発信するのではなく、その受容側の文化をも理解することが、相互の信頼関係を増進するために不可欠である。

2. 日本への親しみ、国際社会での存在感の高まり

国際文化交流によって、世界の人々に日本への親しみを持ってもらうことは、国際社会の中で、日本と日本人の存在感を高めることにつながるであろう。

(1) 包容力豊かな日本文化の発信により、親近感のある国へ

狭義の芸術文化を超えて生活文化やメディア芸術、さらには社会のあり方の領域にまで拡大した国際文化交流こそが、日本と日本人に対する偏見や誤解を解消する契機となるであろう。日本への外国人旅行者が少ない原因として、日本発の情報が政治、経済、事件に集中しており、そのことが日本を外国人にとっては今なお「遠くて、高くて、分からない」国にしているとの指摘がある。他方、多様に富んだ国境横断的な日本のアニメーションは、ほとんど「メイド・イン・ジャパン」と意識されることもなく、多くの国々で日常的に

放送されている。ここにも見られる日本文化の包容力や構成力を積極的に伝えて、多様な文化を受け入れる、包容力のある文化の発信国というイメージを醸成することが望ましいであろう。実際、訪日外国人の多くが、日本について「親切な国」「安全で清潔な国」という、より親しみのこもった印象を語っている。この実感の背景にある日本人のものの考え方・感じ方、自然との関わり方、生活感情、やさしさなどを広く伝えることが重要である。

(2) 文化を大切にす魅力ある国へ

日本への外国人旅行者が少ないもう一つの原因として、かつては日本の魅力の源泉とされた美しい自然景観、人工景観が、乱開発や無秩序な建築によって失われつつあることが挙げられる。各地域の自然、歴史、伝統などを背景とした美しい国土や都市の景観は、日本の魅力ある表象文化であり、その重要性に留意する必要がある。

日本を「文化を大切にす国」、すなわち、多様な文化に対する包容力のある国として訴えることは、日本への人材や資金の流入を促進し、文化、経済双方の面で国際社会における存在感を高めることにつながる。それには、文化交流の中核機関として、大学、劇場、博物館、美術館、文化会館などを一層魅力的なものにする必要がある。さらに、そうした中核機関を結び付け、生産性を高めるために、新しい都市政策、まちづくりを進めることも必要である。具体的には、自然との調和のとれた魅力的な景観や文化施設の配置等に配慮して街並みを整備することなどが考えられる。研究施設の都市内分散や国際的な学生街などの配置にも考慮が払われ、学術や芸術が日常性に織り込まれた都市づくり、まちづくりを模索することが必要である。

3. 文化芸術の発展

国際文化交流の発展のためには、その中核となる「文化芸術」が国内で発展していなければならないことはいうまでもない。

(1) 国際交流の推進による新たな芸術、文化的価値の創造

相手の文化をよく理解するために、受け手を国内で養成する必要がある分野も存在する。例えば、芸術の競演や相互交流は、貴重な成果を生み出してきたし、芸術交流は国際的な友好関係の表象とし

て、スポーツ交流と並ぶ象徴的な意義を有している。相手国との交流活動の質を向上させていくためにも、文学、音楽、美術、演劇、舞踊、映画などの分野で、自国の芸術家や芸術団体が国際的に高い評価を得る必要がある。また、こうした芸術は、学術やスポーツと同様に、絶えざる競争と交流を必要とするので、派遣、招聘の両面からいっそう活発化させることが求められる。

さらに、日本の置かれた地理的位置、あるいは多様な文化を受け入れる広い包容性を持つ文化的特質からして、異なる文化的背景を有する外国の芸術家や芸術団体が日本で接触し、共同で創作活動を行う機会を積極的に提供することが必要である。東西文明融合の精華に恵まれた日本にとって、こうした文化的な出会いと共同創造の場を整備することは、国際貢献の第一歩であり、敢えて言えば、文明史上の責務である。

(2) 人類の文化遺産の保存・活用

文化の多様性を確保する視点からも、「文化を大切にす国」を目指す立場からも、日本の優れた技術を駆使した文化遺産の保存修復協力は、今後とも積極的に行われなければならない。文化遺産は各国、各民族の精神・文化の象徴であり、その多様性の維持は人類の貴重な遺産を守るという観点からも重要である。

文化遺産についても、ユネスコが有形だけでなく無形の文化遺産の保護を提唱しているように、従来よりも広義な理解が必要であろう。動物園が珍しい動物を展示する施設から、生物の多様性を保護する機能を持つ施設へと変容してきたように、文化遺産についても、貴重なものを保護し、鑑賞するという発想から、文化の多様性を人類共存のための重要な戦略としてとらえる発想に転換していく必要がある。

外国にある文化遺産でも、文化の多様性の視点から保存すべきであると考えられるものについては、人類の遺産として保護することを積極的に主張していくべきである。そのような日本発の主張を国際的に浸透させるためには、国民が知識を広く世界に求め、きめの細かい相互交流を積み重ねることが不可欠である。また、文化の多様性の重要性を広く国民が理解し、経済的効率に優先する価値として、それを支持することが必要であろう。特に開発途上国の文化財保護などについては、現地住民の経済利害が問題となる場合も多く、

このような問題に当該国が主体的に対処できる環境を整えるための支援が重要である。

この目的のためには、国際的な規模で文化遺産の保存修復に対応することが可能な施設や人材養成の仕組みを早急に整えるとともに、海外の技術者に対する研修事業を拡充することが必要である。特に開発途上国では、文化財の保護に関わる技能者の活動を長期にわたって支援してゆく必要がある。例えば、日本で研修を受けた者が帰国後に研修成果を国内で普及していくための機会を確保できるような仕組みを工夫すべきであろう。

文化遺産の保存修復のための国際協力体制の整備に加えて、事故、災害、戦禍などに際しての人道支援として、文化財の破損を食い止める「文化財レスキュー」のような活動を積極的に進めていく必要がある。このような活動は日本の文化財保護の情熱を国際的に訴えることにもなるであろう。文化財保護とは人間性の保護であり、現地の人々の生活状況の改善も併せて行われる必要がある。文化財保護にとどまらない、総合的な支援体制が求められるのである。

4. 日本文化の再認識

国際文化交流は、日本人が日本文化を再認識する活動でもある。外からの目によって、気づかなかった自らの良さを知ることができるのである。

(1) 日本文化の再発見、再評価

国際文化交流は、相互理解を深めるだけではなく、自己理解を深める契機としても貴重である。例えば、明治期の近代化に貢献した多くのお雇い外国人は、ただ技術や知識をもたらした^(vi)だけではなかった。美術におけるフェノロサ^(vi)であれ、文学におけるハーン^(vi)であれ、異なる文化的背景を有する目で見た日本文化の評価が、どれほど豊かな遺産を生み出してくれたことであろうか。外部からの評価を受けることで、日本文化に新しい側面から光が当てられれば、自らの文化的営為にさらに豊かな意味を再発見することになるであろう。

また、古来から地方に伝わる伝統芸能、伝統工芸、町や村での祭りや伝統的な習俗、さらには里山文化などは、日本各地で急速に消えかかっているが、日本人のみならず外国人によっても評価されることによって、自然風土と密接に関連し、世代を超えて継承されて

きた先人の知恵として再認識される例が少なくない。国際文化交流を地方文化、農村文化にも及ぼし、日本文化の多様性の維持に役立てるべきであろう。

(2) 国民一人一人の世界との対話力の向上

他者に向き合って説明する作業を通じて、初めて自らの内面が明らかにされることも多い。英語第二公用語化の提唱もあり、語学熱は盛んになっているが、英語で話すべき内容について、否、それ以前に日本語による国際的な対話においてすら、まだ国民一般に十分な用意があるとは言えない。近年、日本人の言葉遣いやコミュニケーション能力、文章作成能力などについてさまざまな問題点が指摘されており、これからの時代に求められる国語力を生涯を通じて身につけていくことが求められている。

国際文化交流が草の根レベルで活性化するためには、我々一人一人が足元の日本文化について語るべき内容と意欲をもつことが重要であろう。例えば、環境問題などは国際政治レベルの議論も必要であるが、自らの身近な生活文化を見つめ直すことも求められる。そして、自然との共生を実践する中で、語るべき日本文化が発見されるはずである。そうした直接体験には、豊かな対話の材料が無数に存在している。

5. 国際文化交流政策の総合的な推進に向けて

以上述べたように、21世紀に入って、激動を続ける世界情勢の中で、文化の相互理解を増進し、人々の生活を豊かにする国際平和と自由の世界を実現するためには、国際文化交流がますます必要であり、日本が率先して、それをいっそう活発化させることが求められる。そのために継続し、拡充すべき活動と、新たに創意・工夫を加えるべき課題も多い。政府と民間、あらゆる関係者が、これまで同様にそれぞれの持ち場をわきまえて、いっそう盛んに活動を展開すると同時に、相互に連携協力する必要がある。

多様な担い手がそれぞれの活動領域で行う国際文化交流が、文化の多様性と異なる文化の間の共生を可能にする基盤であるが、新しい時代に向けて、日本の国際文化交流に新たな展望を開くためには、社会全体にわたって長期的な政策を立て、総合的に推進する必要がある。政策の立案と推進に政府が果すべき役割は決して小さくはない。

第4章 国際文化交流の推進方策

第1章から第3章までに述べた国際文化交流に関わる基本認識、現状と課題、理念・目的などを踏まえ、総合的かつ計画的に、魅力ある日本文化を海外に発信し、国際文化交流の特段の進展を図るためには、以下のような基本的方向に沿った基盤整備を図るとともに、具体的な施策を積極的に進めることが必要である。そのためには、民及び官の幅広い力を結集することが求められるが、特に行政機関では、文化庁と外務省及び国際交流基金が相互に連携協力を図ることが不可欠である。

1. 基盤整備の基本的方向

(1) 国際文化交流への資源投入の強化

21世紀に入り、以前にも増して、各国が自らの魅力によって外国と交流する時代が到来しており、日本文化の魅力の発信や国民相互の交流の促進が重要な課題となっている。こうした中で、国際文化交流を推進する政府の役割が改めて認識されなければならない。

また、国際文化交流の大半は市場原理のみでは成り立たない現状にあり、その活動の立上げや継続を確保するには、政府による支援が重要である。たとえ先進国との交流でも、伝統文化、現代文化にかかわらず、採算が望めない事業がある。まして途上国との交流ではなおさらである。活発化する民間交流に対する政府及び政府関係機関の支援が益々重要となっている。

しかし、国際文化交流に携わる関係省庁・関係政府機関の国際文化交流分野への公的支出は、諸外国に比較して十分とはいえない。国際文化交流の重要性がいっそう増している中で、我が国全体の国際文化交流に果たすべき政府の役割に鑑みれば、長期的な視点のもと、事業の適切な評価、効率化を図りつつ、資源投入の強化を図ることが不可欠である。

(2) 交流拠点、周辺環境、情報通信機能の整備

- a) 在外公館や海外の国際交流基金事務所などの文化発信の拠点をいっそう充実強化することが重要である。今後、大学や研究機関などの海外での展開が活発化する中で、これらの海外拠点

が積極的な活動を展開することを期待するとともに、これらの拠点が日本文化を発信する拠点としてもその機能を果たすよう、必要な支援を検討する必要がある。

国内の主要な博物館・美術館、文化財研究所、国立劇場、大学・研究機関、文化交流機関などを国際文化交流の国内拠点とし、海外の対応機関との継続的な専門家の交流や共同研究・共同制作などを推進するため、事業内容や施設・設備を充実する必要がある。外国語解説の充実や国際文化交流ボランティアとの連携協力を推進していくことも重要である。

- b) また、関係省庁、関係政府機関、地方公共団体との間で連携協力を図り、自然との調和のとれた魅力的な景観や文化施設(大学、博物館、美術館、劇場、文化会館など)の配置などに配慮した都市計画に基づいて街並みを整備し、地域住民と外国人芸術家、文化人などとの交流の場を整備して、地域の国際文化交流を促進することなどにより、当該地域が文化の魅力ある地域として、内外から多くの来訪者を誘い、さらに発展していくよう、有効な取組みを検討すべきである。
- c) さらに、魅力ある日本文化の総合的な情報発信のためのウェブサイトの構築や、日本文化に関する専門的サイトとのリンクの構築を進める必要がある。その際、これらサイトの多言語化を図ることとし、少なくとも英語対応を確保すべきである。また、外国人特派員などを対象とした日本理解・日本文化紹介の取組みを充実させることが重要である。

(3) 関係省庁等の連携、民と官の連携、民間や地方公共団体に対する支援の強化

- a) 政府においては、文化の概念を広くとらえ、国際文化交流政策を、文化政策や外交政策とはもちろんのこと、教育政策、科学技術政策、産業政策、観光政策、国土政策、環境政策などと戦略的に連結させ、総合的に施策を展開することが必要である。

このため、関係省庁や政府関係機関が、国際文化交流に関する情報を共有するとともに、相互の連携協力を図るための連絡会議を設ける必要がある。また、国際文化交流政策を総合的、定期的に点検、評価する仕組みの形成を検討することも重要である。

b) また、関係省庁、政府関係機関、地方公共団体、文化芸術団体、NGO、文化施設、大学・研究機関などの間の連携協力を密にし、国際文化交流に関する情報交換や共同企画、共同研究などを推進することが必要である。

c) 今日、国民一人一人が国際文化交流の担い手であり、個々人が心豊かに生きるため、自らの創造性を発揮し、自発的、主体的に国際文化交流に携わることが、ありのままの日本文化を伝えるとともに、国際文化交流を真に発展させるために望まれる。

企業は、海外に進出して企業活動を展開するだけでなく、相手国において日本の文化を紹介したり、相手国の文化を日本に紹介するなど、さまざまな交流活動の実施に努めている。また、企業活動そのものが日本文化を伝えている例があることにも留意する必要がある。

地方公共団体においては、地域を活性化するためには、地域が有する文化的資源と活力を活用し、地域での国際文化交流を推進することが重要なことを認識し、自主的、主体的にこれに取り組むとともに、地域の人々の活動を支援することが期待される。

このような観点から、国は国際文化交流において役割が増大している個人、文化芸術団体、企業や地方公共団体による国際文化交流がいっそう促進されるよう、国際文化交流に関する情報の提供や、国が実施する事業との連携協力を図るなどの支援を行うことが必要である。

(4) 教育及び関連研究の充実

a) 教育においては、日本人としての自覚を持ち、日本の文化に対する理解を深めるとともに、広い視野を持って異文化を理解し、異なる文化を持った人々と共に 21 世紀の国際社会の中で生きていくことができる資質や能力を、子どもたちに育成することが重要である。

このため、「総合的な学習の時間」における学習活動をはじめとして、地域の文化を学習する機会を充実するとともに、国際理解、異文化理解のための教育を推進する必要がある。また、国際社会において相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意見を表現できる基礎的な力を育成する観点から、国語教育と外国

語教育の改善を図る必要がある。

- b) 大学、大学院において国際文化交流に関連する分野を専攻する学生を対象に、文化庁、国際交流基金など、関係機関における研修などの機会を提供して、国際文化交流に携わるのに必要な資質・能力を有する人材の育成を図る必要がある。
- c) 国際文化交流による相互理解、共存・共生を図るため、国際文化交流に携わる関係省庁、関係政府機関の連携協力の下、大学・研究機関における国際文化交流及びその関連分野の研究を振興することが必要である。

(5) 国際文化交流ボランティアの推進

国民一人一人の国際文化交流活動への参画方法の一つが国際文化交流ボランティアである。自らの意欲により各自の可能な範囲で活動が展開されるよう、国際文化交流ボランティアを推進するための環境整備を図る必要がある。

2. 具体化すべき主な施策

以上のような基盤整備を図るとともに、各種の施策を講じていく必要がある。具体的には、次のような施策を積極的に推進すべきである。

(1) 個人が主役の交流のいっそうの推進

① 市民レベルの国際文化交流ボランティアの推進

今日、国民一人一人が国際文化交流の当事者であり、担い手であることから、いわゆる草の根文化交流をいっそう奨励し、より多様な市民レベルの国際文化交流ボランティアを推進するため、地方公共団体、文化芸術団体、NGO などに対し、情報提供などの支援を行う。

② 文化人、芸術家などの国際的な協力・協同関係の構築と強化

国際文化交流の基盤となる文化人、芸術家などの国際的な協力・協同関係を構築、強化するとともに、継続的、計画的な日本文化発信を具体化するため、文化人、芸術家などを海外に派遣し

たり、海外在住の文化人、芸術家などの協力を得ることなどにより、日本文化の発信をいっそう強力に展開する。また、海外で国際文化交流を推進する文化芸術団体や国際文化交流機関との協力・協同関係を強化し、連携協力を基礎とした相互の、あるいは共同での文化発信の機会を増やす努力を積み重ねる。

③ 顕彰制度の活用

民間の国際文化交流ボランティア活動を奨励するため、国際文化交流ボランティア活動を継続して日本文化の理解の増進に貢献した個人や団体に対する各種顕彰制度を充実させ、その有効活用を図る。

④ 訪日外国人青年などによる日本文化発信

日本文化の発信をより幅広いものにするため、さまざまな形で日本を訪れ、地域社会で生活する中で、日本の文化に触れ、興味を持ち、さらにはその理解を深めた外国人、留学生には、彼らが自らの視点で見た日本の文化の魅力を、出身国の人々に発信することが期待される。このため、外国人青年などが日本文化に関心を持ち、理解を深めるよう、日本文化に関する情報の提供などを行う。

(2) 文化の多様性の確保と新たな交流

① 文化の多様性と共生についての理解の促進

異なる文化間、文明間の対話促進のため、海外諸国との間で、有識者、専門家、行政官、市民相互の人物交流を活発化させる。さらに、現代の国際社会において、それぞれの地域が共通に抱える課題（環境、高齢化、医療、貧困、教育、女性、持続的開発、安全保障、国際経済、民族・地域紛争など）を共有し、共同で解決するために、国境を越え、学問領域を越え、政界・経済界・官界・学界・NGOなどの垣根をも越えた知的交流、市民交流を支援する。このような交流を通じて、国際世論形成への我が国の本格的参画を促進する。

②優れた外国人芸術家などの受入れ

海外の多様な文化との交流、接触は我が国の文化芸術をいっそう豊かなものにし、高めるものである。このような交流を促進するため、海外の優れた芸術家、文化人に、我が国の芸術家、文化人と交流、接触しながらさまざまな活動を行う機会をより多く提供する。

③国際共同制作活動の促進

異なる文化的背景を持つ海外の芸術家、芸術団体との国際共同制作活動は、文化の多様性の中で新たな創造を行う重要な機会となりうる。このような観点から、アジア諸国との活動をはじめとした国際的な共同制作活動を促進する。

④文化財保存修復協力の推進

人類の貴重な財産である世界的な文化遺産やアジア太平洋諸国などの固有の文化財の保存修復への協力は、文化の多様性を確保する国際貢献であり、実際、我が国の経験や技術力への期待には高いものがある。我が国はユネスコなどを通じた協力や、各国の要請に基づいた協力を進めてきているが、アフガニスタンをはじめとして、我が国が文化財の保存修復を通じて貢献すべき地域は多い。政府、大学、研究機関などが一体となった取組みを進めるべく、組織的な連携協力を図る。

(3) 日本文化の魅力の演出強化

①日本映画の振興及び発信

映画は人々が他文化を身近に感じる娯楽の一つであり、映像を通じて時代や文化を表す総合芸術である。また、映画は人々の文化や価値観を視覚的にわかりやすく表現するものであり、日本文化への関心を高め、その理解を増進するために有効な手段である。そのため、我が国の映画振興をいっそう図るとともに、国際映画祭等への出品を積極的に推進する。

②メディア芸術の振興

インターネットの急速な普及や技術革新により新たなメディア

が登場する中、最新の技術を駆使したコンピュータ・グラフィックス、アニメーションなどのメディア芸術は、海外における評価も高く、21世紀における日本の芸術全体の活性化を図る上で、その振興が課題となっている。

そのため、メディア芸術作品の制作・上映などへの支援、マンガ、アニメーションなどの海外発信への支援、優れたメディア芸術の制作者の育成などを積極的に推進する。

③日本語教育の推進

海外への日本文化発信に当たって、日本文化を深く理解してもらうには、外国人に日本語で日本文化に接してもらうことも必要である。

そのため、日本語教育の指導内容・方法などの調査研究、日本語教育に関する情報や教材などの提供、日本語教育に携わる者の養成及び研修、日本語教員の海外派遣、日本語教育能力や外国人の日本語運用能力に関する適切な測定（評価）方法の研究・開発など、外国人に対する外国語としての日本語教育を推進する。

④日本文学の翻訳・普及の推進

日本の文学作品は、日本人の文化や価値観、さらには日本社会を伝える上で効果的であることから、我が国の優れた文学作品などを英語などの外国語に翻訳して、諸外国で出版することにより、海外に対する日本文化の発信を積極的に推進する。また、翻訳促進のために翻訳者の養成などを図る。

⑤文化財の積極的活用

我が国の優れた文化財は、日本文化の魅力ある「顔」である。海外への日本文化の発信に当たっては、情報通信技術など、さまざまな方法を用いて、海外の人々が文化財を積極的に鑑賞し、理解を深める機会の充実を図る。たとえば、当該文化財の由来、歴史的背景などについて、多言語表記によるわかりやすい説明が伴ったものにより、海外の人々の日本文化に対する関心を高め、理解が深まるよう、配慮することが必要である。

(4) 総合的な発信機能の強化

① 関係省庁等連絡会議の設置

国際文化交流政策を総合的に推進するため、関係省庁や政府関係機関（文化庁、文部科学省、外務省、国際交流基金、国土交通省、国際観光振興会、総務省など）が、国際文化交流に関する情報を共有するとともに、相互の連携協力を図るための連絡会議を設ける。

② 国際文化フォーラムの開催

日本の文化に対して世界の注目を集め、「文化を大切にする国」というイメージを海外に強く発信するため、世界的に著名な芸術家、文化人などを招聘し、国際的な意見交換や相互交流を推進する。

③ 海外における国際芸術見本市、国際フェスティバルへの参加促進

米国、カナダ、オーストラリア、西欧などで開催される芸術見本市やフェスティバルに日本の現代舞台芸術を積極的に紹介し、あるいは公演団体の参加を支援することによって、海外との舞台芸術交流を促進する。

④ 魅力的なウェブサイトの構築

魅力ある日本文化の総合的な情報発信のためのウェブサイトの構築や、日本文化に関する専門的サイトとのリンクの構築を図る。その際、これらサイトの多言語化を図ることとし、少なくとも英語対応を確保する。

また、博物館、美術館の有する優れた文化財や美術作品のデジタル・アーカイブ化と、情報通信技術の活用による情報発信体制を強化する。

⑤ 国際放送の活用

テレビやラジオなどによる国際放送は、多様な情報を、国境を越えて同時に世界全体に広める上で効果的なメディアである。放送の持つさまざまな機能を有効に活用し、世界において「日本の

顔」がよく見える国際文化交流・協力を多面的に推進する。

⑥ 観光振興との連携

観光振興への取り組みは、広く日本文化の発信と密接な関係を持つ。この観点から、国際文化交流の各種施策を展開するに際しては、観光振興政策との連携を考慮する必要がきわめて大きい。外国人旅行者数が世界第35位(2001年)という低水準にある現状は、言語・情報・物価など、さまざまな要因があると考えられるが、日本文化の魅力が対外的に浸透していないことを示すものである。

このため、関係省庁、関係政府機関、地方公共団体間で連携協力し、日本の魅力ある文化を恒常的に海外に発信する体制を整えて、多くの外国人旅行者を誘うことに努める。また、地域の文化を活かした観光まちづくり、外国人に対して日本文化の紹介を行うボランティア・ガイドの組織化などを推進し、広報活動を充実させる。外国人が日本文化を魅力的にかつ分かりやすく体験できるような機会の充実を促す。

また、美術館・博物館などの文化施設については、多言語による情報提供や解説の充実などを図り、外国人にとってよりいっそう魅力あるものにする必要がある。

⑦ 「交流年」の活用

多数の国との間で政府レベルで合意される「交流年」の枠組みを、当該国との文化交流の活性化、あるいは新たな文化交流の機会と捉え、積極的に活用する。なお、「交流年」後も、民間レベルの文化交流を中心に当該国との交流が継続するよう支援する。

<用語解説>

(i) グローバリゼーション

最近、さまざまな人がさまざまな意味で用いることばであるが、基本的には、個人や団体が地球規模で活動し、ひと、もの、カネ、情報の国際的な移動が激増して、世界中の経済が結びつき、人々の生活が似たものになっていく現象をさす。それによって、世界中に共通の文化が広まり、同質化が進む懸念も指摘されている。

(ii) 文明の衝突

ポスト冷戦期の世界政治は、イデオロギーや国家にかわって、文明を単位とした勢力間の対立を軸に再編される、という主張。アメリカの政治学者 S.ハンチントン氏が『文明の衝突』（1993）という論文と著作（1996）で提唱。

(iii) 9・11

具体的には、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ事件をさす。

(iv) 中空構造

文化庁長官で臨床心理学者の河合隼雄氏は、日本の神話の構造は「中空構造」であり、これは日本社会の構造にもあてはまると説明している。「中空構造」とは、キリスト教神話のような唯一絶対の神を中心とする構造とは異なり、中心は空であり、その中空のまわりをさまざまの神々が互いに適切な関係を持ちつつ、均衡をとって巡回している構造とされる。この構造では、絶対的な価値判断による統合よりも、さまざまな権威や価値の均衡が重視されるのが特徴で、相対立するものや矛盾するものの共存が許容される。

(v) メディア芸術

文化芸術振興基本法（平成13年12月7日公布施行）では、映画、マンガ、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術とされている。

(vi) フェノロサ

アメリカの東洋美術研究家で、1878年来日し、日本文化研究に従事したことで知られる。東京大学で教鞭をとるかたわら、日本美術に惹かれて、その研究に打ち込んだ。また、社寺や旧家の宝物を調査して歩き、その後の文化財保護行政への端緒をつくった。さら

に、東京美術学校の設立にも貢献した。

(vii) ハーン

イギリス人で、後に日本に帰化し、日本名を小泉八雲と名乗った。1890 年に来日し、島根県松江中学校、熊本の第五高等中学校などで英語教師を勤める。東京大学や早稲田大学で英米文学を講義した。英語の文学作品を通じて日本を世界に紹介したハーンの功績はきわめて大きい。「知られぬ日本の面影」、「心」、「怪談」などの著作が有名である。

国際文化交流懇談会報告（概要）

「今後の国際文化交流の推進について」

第1章 今、なぜ、国際文化交流か

1. 国際社会の変化

- 国際的な相互依存の深まりは、人々の生活や文化を画一化するかのように見えるが、このことが、かえって人々の文化や民族への関心を研ぎ澄まし、民族や宗教などの違いを背景に持つ紛争を世界各地に引き起こす要因。
- 21世紀は国際的な文化の時代。「文明の衝突」を回避するために、文化の交流によって相互理解、多様な文化の共存・共生を図らなければならない時代。

2. 国際社会への積極的な貢献

- 日本が国際的な文化交流を通じて豊かな文化を育ていけば、世界における新たな文化的価値の創造に貢献することが可能。

3. 国際化による日本社会の活性化

- 国際文化交流によって活性化される文化活動は、経済を知識・情報型の経済へと転換させ、日本経済を再び活性化させる可能性がある

4. 日本から世界に向けて発信しようー「今こそ国際文化交流を」

- 国際的相互依存の高まりによる文化の変化と、固有の文化の維持との拮抗の中で、人々の生活が多様に、豊かで平和なものへと進歩していくためには、文化の多様性をキーワードにした国際的な文化交流がますます必要。

第2章 国際文化交流の現状と課題

1. 国際文化交流の変遷と現状

- 戦後、1960年代までは、欧米世界に日本文化を紹介する姿勢が強く、日本文化と外国文化の啓発的な紹介。
- 1970年代から80年代は、アジア諸国との交流が盛んになり、国際文化交流の必要性が重視され、民間・草の根の国際文化交流活動の活発化。
- 冷戦後の1990年代以降は、国際社会の共通課題に共同作業で取り組む知的交流、市民交流への重点の移動。また双方向交流から多角的交流への拡大を招来。
- これまでの思考と手法の惰性的な継続ではなく、国際文化交流を戦略的に構想することが必要な時代。

2. 国際文化交流の課題

(1) 国際文化交流の対象の拡大

- 今日、多くの国において、伝統文化から現代文化まで幅広い分野の文化が、国際文化交流の対象とされることに着目。

(2) 文化装置の問い直し

- 文化施設のあり方などが国際的に問い直されており、これからは、博物館、美術館という物理的施設の整備だけでなく、国際文化交流の拠点としての機能も充実させていくことが必要。

(3) 地域文化の固有性と国際的認知

- 独自性を持つ地域文化を国際文化交流に生かす際には、その固有性の背後にある普遍性を如何に表現し、国際的認知を得ていくかが重要な課題。

(4) 情報化社会の光と影

- インターネット等により、国境を越える人と人とのコミュニケーションの可能性が飛躍的に拡大する一方で、大量の電子情報が国境を越えて氾濫する問題もあり、国際文化交流の推進には情報通信技術の光と影を十分認識して対応することが必要。

3. 日本文化と国際文化交流の今後

(1) 日本文化に対する需要へのきめ細かな対応

- 国際文化交流においては、需要がないところに日本の文化を無理に供給する方法は、かえって逆効果。受入れ側の需要について十分な調査を行った上で、かかる国別・地域別の状況に応じたきめ細やかな対応策が必要。

(2) ありのままの日本の紹介

- 遠来の客をありのままの日本、その日常生活へ招き入れる工夫が大切。それには、一人一人が、日常の生活文化に新たな価値を再発見することも必要。

(3) 国際文化交流における日本文化像の見直し

- 日本の文化は、列島の自然環境という条件の下、外部文化圏との接触、外来文化の摂取と消化・改変を通して育まれた、重層的な現象の総体。
- 日本文化とは、あくまでも相手との交流の中で生まれ、交流の相互作用の中で不断に発展してゆくものであり、予測不能な部分を含む可変的な存在。

(4) 日本文化の担い手の再考

- 国境を越えて文化活動に携わる多くの人々が、国籍を問わず、日本文化の担い手となりうるような環境整備が重要。

(5) 外国人を対象とする日本語教育の充実

- 日本の文化についての国際的な理解を増進するためには、外国人に日本語で日本文化に接してもらうことも必要。
- 日本語教育の充実を図り、世界で増加しつつある学習者の需要に適切に対応していくことが、重要な課題。

第3章 国際文化交流の理念と目的

1. 文化の相互理解による国際平和、自由な世界の実現

(1) 文化の多様性の確保による世界平和の実現

- 圧倒的な権威や排他的な価値が中心に存在しない「中空構造」に支えられた日本社会は、多様な文化をバランスよく包み込む、文化の多様性空間として機能。
- 我が国の国土と人材を活用し、世界中の多様な文化の「劇場」あるいは「博物館」「美術館」を目指すことは、21世紀の日本の誇るべき使命。

(2) ライフスタイルにまで拡大した広義の国際文化交流による相互理解の増進

- 狭義の芸術文化だけでなく、衣食住の生活文化、映画、マンガ、アニメーションなどのメディア芸術やポップ・ミュージック、さらには社会が培ってきた知恵や経験までも文化の領域と捉え、広い視野から国際文化交流を再構築することが、文化の多様性を維持し、推進する役割をもつ国際文化交流にとって重要。
- 日本の文化を一方向的に発信するのではなく、その受容側の文化をも理解することが、相互の信頼関係を増進するために不可欠。

2. 日本への親しみ、国際社会での存在感の増大

(1) 包容力豊かな日本文化の発信により、親近感のある国へ

- 日本文化の包容力や構成力を積極的に訴えて、多様な文化を受け入れる、包容力のある文化の発信国というイメージの醸成。

(2) 文化を大切にす魅力ある国へ

- 自然との調和のとれた魅力的な景観や文化施設の配置等に考慮した街並みの整備。
- 研究施設の都市内分散や国際的な学生街などの配置にも考慮が払われ、学術や芸術が日常的に織り込まれた都市づくり、まちづくりを模索することが必要。

3. 文化芸術の発展

(1) 国際交流の推進による新たな芸術、文化的価値の創造

- 日本の置かれた地理的位置、あるいは多様な文化を受け入れる広い包容性を持つ文化的特質からして、異なる文化的背景を有する外国の芸術家や芸術団体が日本で接触し、共同で創作活動を行う機会を積極的に提供することが必要。

(2) 人類の文化遺産の保存・活用

- 文化遺産については、貴重なものを保護し、鑑賞するという発想から、文化の多様性を人類共存のための重要な戦略としてとらえる発想への転換が必要。
- 文化財保護とは人間性の保護であり、現地の人々の生活状況の改善も併せて行われる必要があり、文化財保護にとどまらない、総合的な支援体制が必要。

4. 日本文化の再認識

(1) 日本文化の再発見、再評価

- 外部からの評価を受けることで、日本文化に新しい側面から光が当てられれば自らの文化的営為にさらに豊かな意味を再発見することが可能。
- 地方に伝わる伝統芸能、町や村での祭りや伝統的な習俗などは、急速に消えかかっているが、日本人のみならず、外国人にも評価されることにより、自然風土と密接に関連し、世代を超えて継承されてきた先人の知恵が再認識される例が少なくない。

(2) 国民一人一人の世界との対話力の向上

- 近年、日本人の言葉遣いやコミュニケーション能力、文章作成能力などについて様々な問題点が指摘されており、これからの時代に求められる国語力を生涯を通じて身に付けていくことが必要。
- 国際文化交流が草の根レベルで活性化するためには、我々一人一人が足元の日本文化について語るべき内容と意欲をもつことが重要。

5. 国際文化交流政策の総合的な推進に向けて

- 日本の国際文化交流に新たな展望を開くためには、社会全体にわたって長期的な政策を立て、総合的に推進することが必要。

第4章 国際文化交流の推進方策

1. 基盤整備の基本的方向

(1) 国際文化交流への資源投入の強化

- 国際文化交流の大半は市場原理のみでは成り立たない現状にあり、その活動の立ち上げや継続を確保するには、政府による支援が重要。
- 国際文化交流に携わる関係省庁・関係政府機関の国際文化交流分野への公的支出は、諸外国に比較して不十分。
- 国際文化交流の重要性が一層増している中で、我が国全体の国際文化交流に果たすべき政府の役割に鑑みれば、長期的な視点のもと、事業の適切な評価、効率化を図りつつ、資源投入の強化を図ることが不可欠。

(2) 交流拠点、周辺環境、情報通信機能の整備

- 国内の主要な博物館、美術館、文化財研究所、国立劇場、大学・研究機関、文化交流機関等を国内拠点とし、海外の対応機関との専門家の交流や共同研究・共同制作等を推進するため、事業内容や施設・設備の充実。
- 関係省庁、関係政府機関、地方公共団体の連携協力を図り、自然との調和のとれた魅力的な景観や文化施設の配置等に配慮した都市計画に基づく街並み等の整備。
- 魅力ある日本文化の総合的な情報発信のためのウェブサイトの構築や、日本文化に関する専門サイトとのリンクの構築。

(3) 関係省庁等の整備、民と官の連携、民間や地方公共団体に対する支援の強化

- 関係省庁や政府関係機関が、情報の共有や相互の連携協力を図るための連絡会議の設置。
- 関係省庁、政府関係機関、地方公共団体、文化芸術団体、N G O、文化施設、大学・研究機関などの連携協力の強化。
- 国民一人一人が国際文化交流の担い手であり、自発的、主体的に国際交流に携わることが、国際文化交流の真の発展のために必要。
- 地方公共団体においては、地域を活性化するために、地域が有する文化的資源と活力を活用するとともに、地域の人々の活動の支援への期待。

(4) 教育及び関連研究の充実

- 「総合的学習の時間」における学習活動をはじめとして、地域の文化を学習する機会を充実するとともに、国際理解、異文化理解のための教育の推進。
- 大学、大学院において国際文化交流に関連した分野を専攻する学生を対象に、文化庁、国際交流基金などにおける研修等の機会を提供し、人材の育成。
- 関係省庁、関係政府機関の間での連携協力の下、大学・研究機関における国際文化交流及びその関連分野の研究の更なる振興。

(5) 国際文化交流ボランティアの推進

- 自らの意欲により各自の可能な範囲で活動が展開されるよう、国際文化交流ボランティアを推進するための環境整備が必要。

2. 具体化すべき主な施策

(1) 個人が主役の交流のいっそうの推進

- ◆ 市民レベルの国際文化交流ボランティアの推進
- ◆ 文化人、芸術家等の国際的な協力・協同関係の構築と強化
- ◆ 顕彰制度の活用
- ◆ 訪日外国人青年等による日本文化発信

(2) 文化の多様性の確保と新たな交流

- ◆ 文化の多様性と共生についての理解の促進
- ◆ 優れた外国人芸術家等の受入れ
- ◆ 国際共同制作活動の促進
- ◆ 文化財保存修復協力の推進

(3) 日本文化の魅力の演出強化

- ◆ 日本映画の振興及び発信
- ◆ メディア芸術の振興
- ◆ 日本語教育の推進
- ◆ 日本文学の翻訳・普及の推進
- ◆ 文化財の積極的活用

(4) 総合的な発信機能の強化

- ◆ 関係省庁等連絡会議の設置
- ◆ 国際文化フォーラムの開催
- ◆ 海外における国際芸術見本市、国際フェスティバルへの参加促進
- ◆ 魅力的なウェブサイトの構築
- ◆ 国際放送の活用
- ◆ 観光振興との連携
- ◆ 「交流年」の活用

国際文化交流懇談会について

平成 14 年 4 月 22 日
文化庁長官裁定

1. 趣 旨

文化庁が国際文化交流においてより重要な役割を果たすことが求められていることを踏まえ、我が国の官民を通じた国際文化交流の現状を把握・分析するとともに、関係機関・団体等がそれぞれの特色を生かしつつ、国際文化交流を総合的、計画的に進める上での基本的な方針や具体的な方策等についてのマスタープランを作成する。

2. 検討事項

- (1) 国際文化交流の理念・目的
- (2) 国際文化交流の枠組み
- (3) 国際文化交流における現状と課題
- (4) 国際文化交流の推進方策
- (5) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の学識経験者の協力を得て、検討を行う。
- (2) 必要に応じて、別紙の学識経験者以外の者の協力を求めることができるものとする。

4. 実施期間

平成 14 年 5 月 10 日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

5. その他

この懇談会に関する庶務は、文化庁長官官房国際課において処理する。

国際文化交流懇談会委員名簿

(平成14年4月22日現在)

青木	保	政策研究大学院大学教授
稲賀	繁美	国際日本文化研究センター助教授
今井	義典	NHK国際放送局長
才田	いずみ	東北大学大学院文学研究科教授
佐藤	卓己	国際日本文化研究センター助教授
里中	満智子	漫画家
新藤	次郎	日本映画製作者協会代表理事
鈴木	忠志	演出家
高橋	平	大日本印刷株式会社専務取締役
中村	良夫	東京工業大学名誉教授
長谷川	善一	財団法人新国立劇場運営財団常務理事
日比野	克彦	東京芸術大学美術学部先端芸術表現科助教授
平野	健一郎	早稲田大学政治経済学部教授
◎平山	郁夫	東京芸術大学学長
藤井	宏昭	国際交流基金理事長
船山	龍二	JTB取締役社長
星野	紘	成城大学大学院講師
マイケル・カーン		元高知県教育委員会国際交流員
梶本	頼兼	京都市長
○三善	晃	東京文化会館館長
森下	洋子	松山バレエ団団長
渡邊	明義	東京国立文化財研究所長
渡邊	守章	放送大学副学長

◎：座長

○：座長代理

審 議 経 過

- 第 1 回 : 平成 1 4 年 5 月 1 0 日
自由討議
- 第 2 回 : 平成 1 4 年 5 月 2 2 日
自由討議
- 第 3 回 : 平成 1 4 年 6 月 6 日
自由討議
- 第 4 回 : 平成 1 4 年 6 月 1 9 日
(1) 国際文化交流の理念・目的について
(2) 発信すべき日本文化について
- 第 5 回 : 平成 1 4 年 7 月 1 日
国際文化交流の現状と問題点について
- 第 6 回 : 平成 1 4 年 7 月 1 7 日
国際文化交流の大網的推進方策について
- 第 7 回 : 平成 1 4 年 9 月 2 4 日
審議のまとめ (たたき台) 審議
- 第 8 回 : 平成 1 4 年 1 0 月 1 0 日
審議のまとめ (たたき台) 審議
- 第 9 回 : 平成 1 4 年 1 1 月 7 日
中間報告 (案) 審議
- 第 1 0 回 : 平成 1 4 年 1 2 月 1 8 日
中間報告 (案) 審議
- 第 1 1 回 : 平成 1 5 年 2 月 2 0 日
最終報告とりまとめ